

## 第175回 石川県都市計画審議会

令和4年3月1日(火) 11時00分から

石川県庁舎 11階 第1109 会議室

◎事務局 : それでは、定刻になりましたので、ただいまから、第175回石川県都市計画審議会を開催いたします。はじめに、事務局を代表しまして、城ヶ崎土木部長からご挨拶を申し上げます。

◎城ヶ崎部長 : 皆様おはようございます。石川県土木部長の城ヶ崎でございます。都市計画審議会の開催にあたりまして、一言、ご挨拶を申し上げたいと思っております。委員の各位の皆様におかれましては、年度末の大変お忙しい中、本審議会にご出席を賜り誠にありがとうございます。

また、日頃より、本県の都市計画行政の推進に格段のご指導、それからご支援を賜っておりますこと、重ねて感謝を申し上げたいと思っております。

さて、本日は、石川県の眺望計画の変更につきまして、ご意見を頂くこととしてございます。具体的には「いしかわ景観総合条例」に基づきまして、石川眺望計画を制定し、都市計画区域に高さの規制を設ける等、本県を代表する白山などの眺望景観の保全に努めて参りました。

この眺望計画でございますけれども、令和6年春に県内全線開業を予定しています北陸新幹線の車窓から望む、白山の眺望景観を保全する地域を追加するといった内容の変更として行うものでございます。

委員の皆様方には、忌憚のないご意見を賜りますよう、お願い申し上げます。簡単でございますが、ご挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いを申し上げます。

◎事務局 : 続きましてお手元の配布資料の確認をお願いいたします。議事次第1枚、第175回石川県都市計画審議会報告及び議案書の冊子が1冊、そのほか報告事項資料としましてA3の1枚、それから石川県都市計画審議会条例1枚をお配りしております。資料の不足などございましたら、事務局までお知らせください。よろしいでしょうか。

それでは早速ですが、議事次第に沿って進めてまいります。

なお、本日の審議会には、出席依頼委員19名中、12名の委員の方々にご出席いただいております。

それでは、ここからの議事進行につきましては、川上会長にお願いしたいと存じます。川上会長、よろしくお願いたします。

◆川上会長 : 本日は、委員の皆様にはご多用中出席いただきまして、誠にありがとうございます。それでは、審議に移りたいと存じます。引き続き、お手元の議事次第にそって議事を進めさせていただきます。

先ほど、事務局から報告がありましたように、出席依頼委員19名中、12名のご出席をいただいておりますので半数以上のご出席ということで、本日の審議会は有効に成立しておりますことをご報告いたします。

それから、本日の議事録の署名委員ですが、今回は高山委員と池本委員にお願いいたします。

それでは議事に入りたいと思います。はじめに、事務局から前回の審議会の結果報告をお願いいたします。

◎事務局 : はい。それでは、前回第174回審議会の結果についてご報告いたします。議案書の3ページをご覧ください。

前回承認する旨答申のありました、議第1611号「白山都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」、議第1612号「白山都市計画区域区分の変更について」及び議第1613号「小松都市計画区域区分の変更について」は、いずれも令和4年1月28日に県告示を行っております。

また、議第1614号「金沢都市計画道路の変更について」は、令和4年1月14日に県告示を行っております。

以上で、前回審議会の結果のご報告を終わります。

◆川上会長 : 次に、議案の審議に入りたいと思います。委員の皆様におかれましては、議事進行にご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

それでは、議第1615号「石川県眺望計画（変更案）の意見聴取について」を上程します。事務局から説明してください。

◎事務局 : スライドのほうで説明させていただきます。議第1615号「石川県眺望計画（変更案）の意見聴取について」ご説明いたします。議案書は5ページ、図面は8ページとなります。こちらのスクリーンにより、ご説明いたします。

はじめに条例の枠組みについてご説明いたします。スライドの上から順にご説明いたします。本県では、平成5年に石川県景観条例、昭和39年に石川県屋外広告物条例をそれぞれ制定し、景観に対する保全を行ってまいりました。国の景観法の施行を踏まえ、平成20年にはそれら2つの条例を全国で初めて一本化した「いしかわ景観総合条例」を制定いたしました。また、その条例に基づき、県土全域の景観形成に関するマスタープランともいえる「いしかわ景観総合計画」を策定いたしております。

この総合計画に基づき、個別計画である景観計画を県と景観行政団体である各市では策定しております。一方で、県ではその計画とは別に右側にございます、眺望に特化した保全を行う、石川県眺望計画を平成21年に策定し、本県を代表する眺望景観の保全を図ってきたところです。

この眺望計画では本県を代表する眺望景観である、木場潟、柴山潟から望む白山とのと里山海道別所岳サービスエリアから望む七尾湾の眺望を保全して

おります。

続いて、本審議会のご意見をお聴きする根拠についてご説明いたします。眺望計画についてはいしかわ景観総合条例第39条第4項において、「知事は、眺望計画を定めようとするときは、都市計画区域に係る部分について、あらかじめ、石川県都市計画審議会の意見を聴かなければならない。」と規定されており、眺望計画の変更についても、第9項に準用の規定があるため、今回これら条文を根拠に都市計画審議会の意見をお聴きものです。

まずは平成21年に策定し、現在運用しております、石川県眺望計画の既存計画についてご説明します。スライドの左上の写真ですが、木場潟西園地から望む白山の眺望でございます。このような美しい白山の眺望景観を保全するための計画でございます。

左下の2つの図をご覧ください。現在規制を設けております区域図になります。左側は木場潟エリア、木場潟の園路から望む白山を、右側の柴山潟エリアは柴山潟の源平橋から望む白山について、それぞれこのような地域を設けて保全いたしております。図で着色された箇所が高さ及び色彩の規制のある「特別地域」であり、赤線で囲まれたのみの範囲が色彩のみの規制があります「眺望景観保全地域」でございます。

右上の保全イメージをご覧ください。断面方向のイメージになります。人の目の高さから白山を望んだ際に手前の中間山地の稜線を切らない高さを基準とした規制を設けております。このイメージのように、稜線を切るような極端に高い建物が建たないように、規制を行うものです。

スライド左上の写真でいいますと中間山地の稜線はだいたい中ほどのここになります。このラインを飛び出すような高い建物を防止するイメージになります。

右下のイメージをご覧ください。正面方向から白山を望んだイメージです。このように周辺と不調和な色彩の建物等が建つと眺望景観が損なわれるため色彩の規制を設けております。

今回の眺望計画の変更は令和6年春の北陸新幹線県内全線開業にともなうものでございます。まずは北陸新幹線車窓からの眺望についてご説明いたします。

左上の写真が高架を走る新幹線のイメージです。高架の両側には騒音対策等のため防音壁が立ち上がりますが、このように透明板となっている箇所や防音壁の高さが低い箇所は、車窓から眺望景観を楽しむことができます。

下の写真が新幹線車窓の高さから望む木場潟越しの白山です。車窓からこのような美しい白山の眺望を楽しんでいただくため、またこのような景観を今後とも保全していくため、今回の変更を行うものであります。

続いて今回指定する地域についてご説明します。図の中央上部から左にかけて赤白の線で示しておりますのが、新幹線の高架のラインです。そのうち、緑色で示しております区間が透明板が設置されている、または防音壁が低くなっ

ているなど、車窓から白山を眺望することができる区間になります。

また、図に青色で示しております範囲が、先ほどご説明いたしました、平成20年より規制を行っております、木場潟西側の園路からの白山の眺望、柴山源平橋からの白山の眺望保全を行っております範囲となります。

今回規制を追加する範囲といたしましては、図に赤色で表示しました、範囲となります。木場潟付近から加賀市の分校町における新幹線車窓からの白山眺望を保全する範囲となります。図の赤色に着色した範囲が、建物の高さや色彩の規制のある「特別地域」、図の赤線で囲まれたのみの箇所が色彩の規制のある、「眺望景観保全地域」となります。

現行の青の範囲に加えて、この赤色の範囲について規制を行うことで、新幹線車窓から望む眺望景観の保全を図るものでございます。

続いて高さの基準についてご説明いたします。既存の計画と同様の考え方に基づき、新幹線車窓から白山を望んだ際に、手前の中間山地の稜線を超えないような高さの基準としております。新幹線高架の高さが約10～13mであることから、高さ制限として、10、13、15、20、30m以下の5区分による制限を設けます。

スライドのイメージ図をご覧ください。新幹線の高架が約10～13mであることから、高架の近くでは10mや13mの規制、山の方へ行くに従って建築できる高さが高くなっていき、30mまで建築物の建築ができる、そういった基準となっております。

続いては、高さ規制の区域図についてご説明いたします。

画面中央上部から左下にかけて走る、黒白の線が新幹線高架を示しております。図に凡例で示す赤色～緑色で着色されているのが、高さ規制がある特別地域です。先ほどご説明しましたとおり、新幹線高架の近くでは10mや13m以下の規制であり、山の方に行くに従って15m、20m、30m以下の規制値となっております。

続いて色彩の基準についてご説明いたします。スライドの上半分に示したのが、色彩の保全措置なく開発が行われた場合のイメージになります。このような周辺と不調和な色彩の建築物が建つことで白山の眺望景観が台無しになってしまうよう、基準を設けます。

下半分に示したのが、色彩基準の考え方の例になります。色彩のみの規制があります「眺望景観保全地域」では図に青線で囲まれた範囲の色彩に規制をいたします。高さ及び色彩の規制のある「特別地域」ではより厳しく赤線で囲まれた範囲の色彩に規制をいたします。この色彩規制の範囲は平成20年より運用いたしております、現行の基準と同じものとなっております。

スライドの上半分のイメージで黄色、赤色を例にご説明いたしますと、建物の色はそれぞれ基準のうち、このような位置となります。規制により建つことを防止することとなります。

続いて建築物等の新築や増改築等、開発行為を行う場合の届出の基準について

てご説明します。特別地域や眺望景観保全地域内において、下記規模以上の場合は届出が必要となります。それぞれの区域に応じた基準により規制誘導を行うものです。

スライド中ほどの表についてご説明いたします。まず、色彩のみの規制がかかる眺望景観保全地域では建築面積が500㎡又は高さが13mを超える建築物などが届出の対象となります。高さ及び色彩の規制がかかる特別地域については建築面積が200㎡以上又は高さが10mを超える建築物などが届出の対象となります。

また、スライド下部に記載のとおり、特別地域の場合の届出対象外の目安として、高さ10m以下の3階建ての住宅等や、建築面積が200㎡以下の約60坪の住宅等については届出が不要となります。なお、新幹線の車窓から地形上視認できないものについても届出は不要といたしております。

続いて住民説明会・パブリックコメントについてご説明いたします。

住民説明会の実施結果については、令和3年10月25日～12月9日にかけて、今回の規制を行います眺望景観保全地域及び特別地域に含まれる小松市の10校下39町会、加賀市の3校下9町会へ説明を行いました。実施の結果ですが、大きな反対の意見等はございませんでしたが、意見として「白山の眺望は我々も大切にしたい景観であり、良い取組であると思う」といった肯定的なご意見や、手続きに関するご質問などがございました。

次にパブリックコメントの実施結果についてです。令和4年1月17日から2月15日の30日間、今回の変更の内容につきましては、自由に閲覧できるよう、小松市、加賀市の両市役所及び県南加賀土木総合事務所、大聖寺土木事務所、県庁にて配置するとともに県ホームページに掲載いたしました。結果は、意見は0件でございました。

最後に施行へ向けた今後のスケジュールについてご説明します。スライドに示しましたとおり、左側から住民説明会、パブリックコメントと行って参りまして、本日、都市計画審議会への意見聴取をいたしております。本日いただきましたご意見を踏まえまして、3月中旬を予定しております、県の景観審議会において諮問を行い、3月下旬頃に告示を行う予定をいたしております。そこから一定の周知期間を経た後、施行を予定いたしております。

説明は以上となります。

◆川上会長： 只今の、事務局の説明について、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

◆池本委員： 柴山湯からの白山の眺望すごくきれいですので、良い取り組みだというふうに思います。それで、今建物というと工作物ということで規制をされているのですが、例えば、太陽光発電とか風力発電とか林地の開発とかそういうもの

は、この景観条例の対象にはならないのでしょうか。

◆川上会長： はい、お願いします。

◎事務局： ご質問のもので風力発電施設についても、工作物に当たりますので高さの基準を超えるようなものは建てられない、太陽光については、高さの基準にはとどきませんので、直接今の眺望計画での規制というものは行うことができないこととなっております。

◆池本委員： 林地の開発はどうですか。手前の山のほうの開発とか。

◎事務局： 林地の開発につきましても、この眺望計画での規制というのはできなくて、農林での林地開発の許認可という形になります。

◆池本委員： 総合的に白山の眺望がずっと保全されればいいなというふうに思いました。以上です。

◆川上会長： 今のご質問ですけど風力発電等については、工作物として対象になるから高さ規制にかかるということですか。

◎事務局： はい、その通りです。

◆川上会長： 他にございませんでしょうか。はい、どうぞ。

◆高山委員： 住民説明会を行い、その後パブリックコメントで一般にご意見を聞くという事は、これまでもずっと行われておりますので結構なことなのですが、私自身、例えば、このパブリックコメントを実施していたってということが普通の方には届いてないように思うのですね。何かこういうものを、この期間にパブリックコメントしていますよということを周知する工夫を何かされているのでしょうか。例えば、新聞広告に入れるとか、あるいは、これは市の回覧板が多いのかなと思うのですが、そういうものにそういう情報を入れるとか、何か工夫があってもいいのかなと思うのですが。

◆川上会長： お願いします。

◎事務局： 新聞等につきましては、広告という形ではございませんが、パブリックコメントを行う旨の情報提供はさせていただいて、数社に掲載いただいたというところがございます。市町の広報への掲載までは行っておりませんが、各町内の方に説明に回った際にこういった意見周知を行うことだけのご説明させていた

だいているという状況でございます。

◆高山委員： 分りました。できれば少なくとも関連する市町の回覧にそのような情報を事前に掲載するという工夫があってもいいと思います。ご尽力いただければと思います。

◎事務局： はい、ありがとうございます。

◆川上会長： 他にございませんでしょうか。  
高さ規制で10m、13mというのはかなり規制としては厳しい値だと思いますけども、そこに係る用途地域等と重複しているところはあるのですか。

◎事務局： 高さが10m、13mの区域について用途地域がかかっているところはございません。

これが既存の小松市の用途図に今回の規制を重ねたものになります。用途等がございますのは、ちょうど防音壁がございます、このエリアが住居系のもがかかっているところがございますが、防音壁によって眺望不可となつてございますので、今回の規制の対象からは外しております。

こちらの図にですね、ちょっと見えづらいですけど、濃く塗ってある灰色のところは用途があるところになります。緑色のところが、先ほど言いました防音壁がないところ、もしくは、透明板のところで見えるところになります。逆に言いますと、無いところはこの防音壁が立って見えないところになります。その部分に関しまして、ここ塗ってあるところが用途地域のところになりますので、ちょうどその13mのところは、こちらの白いところ、いわゆる市街化調整区域のところ、主ですので、被っていないということになります。

◆川上会長： その防音壁の上に突出するっていうそういう恐れはないのですか。

◎事務局： そうです。はい。

◆川上会長： 建物が高く建っても、防音壁の上から建物が見えるっていう恐れは無い、考えなくていいということですね。

◎事務局： そうですね。防音壁が新幹線の窓より上のほうにいつてしまいますので、全く見えないということになります。

◆川上会長： 他にございませんでしょうか。  
これまで、県の条例でこういう規制誘導しているわけですがけれども、実際それに抵触するような形で協議があった案件はあるのですか。

◎事務局 : 現在運用しております木場潟と柴山潟からの区域内においては、その高さを超えるような協議というのは今までございません。

◆川上会長 : 色彩についても無いですか。

◎事務局 : はい。

◆川上会長 : 分りました。  
はい、どうぞ。

◆田尻委員 : 今回規模とか高さとか色彩とかの規制がかかるわけですね。この範囲内にクリアした建物で例えば、電飾とかイルミネーションとか夜間派手なものはどこかで取り締まりがされるのでしょうか。

◎事務局 : 夜間のものというのは直接今回の規制の対象とはしていない状況になります。

◆田尻委員 : それも色彩のうちになるのか、建物の外観とかそういったものがこの色彩をクリアしていれば、そういうものがこの規制の中にかかって、できない状態になるのか。夜間目立ったものが出来上がったときに、何か規制がされるのかどうかということなのですが、それはどの部分で規制の範囲内に入るのでしょうか。

◎事務局 : 今回の眺望計画の届出の範囲に、そういった建築を行う場合に届出が必要となります。眺望計画のお手元の資料等はございませんけれども、眺望景観の詳細な基準を定めておりますところに照明に関する記述がございまして、今ほどおっしゃられたような華美なものであるとか、そういった照明を抑えることという基準は設けておりますので、その基準を守った計画で届出いただくことになって、ものすごい華美なものは抑えられるかなというふうに考えております。

◆田尻委員 : これから先だんだんデジタル化になっていきますので、そういった今考えられないようなものがまた出てくるかも分かりませんので、どこかでそういう取り締まりの規制ができればいいなと思ったので、よろしくお願いします。

◆川上会長 : 今言われたのが、中に入っていないなくてもかなり問題があると思われるものは景観審議会等に諮って指導、勧告できるという仕組みになっているのですか。



◎事務局 : 眺望景観保全区域内に入っているものについてはそういった形であまりにも問題があれば審議会の方で諮って意見を言う形にはなると思います。

◆川上会長 : 今言われたように、色んな基準を決めても予想しないような案件が出る可能性もあるわけなので法規制上、制度上そういうものにも対応できるようになっていると良いと思います。すでになっているようであれば良いのですが。

◎事務局 : はい。ありがとうございます。

◆川上会長 : 他にいかがでしょうか。

他にご意見もないようですので、ただいまいただきましたご意見を踏まえて、今後、石川県景観審議会で審議いただくことと致します。

次に、事務局の方から、1件の報告事項がありますので、説明願います。

◎事務局 : はい。それではお配りしてありますA3判報告事項資料都市計画決定案件市町決定一覧表をご覧ください。こちらは、前回第174回審議会の令和3年12月23日以降に、市町において決定告示された案件の一覧でございます。土地利用に関するものは、小松市及び白山市における用途地域の変更が2件、都市施設に関するものは、羽咋市における道路の変更が1件、小松市、白山市、能美市における下水道の変更が3件、市街地開発事業に関するものは、白山市の土地区画整理事業の決定が5件、合計11件の案件が決定告示されております。以上でございます。

◆川上会長 : 只今の、事務局の説明についてご質問、ご意見ございませんでしょうか。特にないようですので、以上で、本日諮問のありました案件、報告等につきましては審議が終了いたしました。それでは進行を事務局にお返しします。

◎事務局 : 厳正なるご審議、誠にありがとうございました。

以上をもちまして、第175回石川県都市計画審議会を閉会といたします。皆様どうもありがとうございました。